# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

杉並区長

### 公表日

平成29年6月15日

[平成28年1月 様式3]

## 項目一覧

Ι	基本情報		
п	特定個人情報ファイルの概要		
(別	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目		
ш	リスク対策		
IV	開示請求、問合せ		
V	評価実施手続		
(			

## I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	児童手当に関する業務	
	①財務会計処理及び各種統集計に係る事務 ・定時(10月・6月・2月)及び随時(他の月)に口座振替で支給又は支払調整を行う。 ・返還金の収納等を行う。 ・都への統計報告や予算・決算等のため、各種統集計を行う。	
③対象人数	<選択肢> [ 10万人以上30万人未満 ] 1)1,000人未満 2)1,000人以上1万人未満 3)1万人以上10万人未満 4)10万人以上30万人未満	

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム			
システム1			
①システムの名称	児童手当システム		
	(汎用機) 1. 資格記録管理機能 受給者の受給事由の認定・消滅情報の管理を行う。 支給要件児童の受給事由の認定・消滅情報の管理を行う。 住所地特例情報の管理を行う。		
	2. 手当支給実績管理機能 受給者に対する児童手当等の支給情報の管理を行う。		
②システムの機能	3. 受給者管理機能 受給者の口座情報変更等の管理を行う。 受給者の被用区分・所得区分変更等の管理を行う。		
	4. 事業状況報告機能 事業状況報告に関する集計表の作成を行う。		
	5. 共通管理機能 以上1~4の機能が共通して利用する情報(世帯員情報・送付先情報・口座情報)を管理する。		
	6. その他 保存年限を経過したデータの消去処理(データクリーニング)を行う。		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ 〇 ] 既存住民基本台帳システム		
(回じのクス) 立との 接続	[ ] 宛名システム等 [ 〇 ] 税務システム		
	[〇]その他 (福祉住登外者等記録システム、中間サーバコネクタ)		
システム2			
①システムの名称	福祉住登外者等記録システム		
	1. 住民登録外者等管理機能 既存住民基本台帳事務処理システム(以下「既存住民基本台帳システム」という。)に登録のない 個人や除票となった個人で、氏名・性別・生年月日・現住所等を管理する必要がある者について 住民登録外者として登録する。住民登録外者として登録されている個人について登録情報に異動が あった場合に情報を更新する。		
②システムの機能	2. 履歴管理機能 住民登録外者として登録されたものについて登録情報に更新があった場合の更新履歴を管理する。		
	3. 送付先管理機能 各業務システム毎に住民登録外者の宛名·宛先を管理する。		
	4. 住民登録外者の個人番号管理 住民登録外者の個人番号の登録・変更を行う。		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム		
(の)にマンスノム(の)女物に	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム		
	[O]その他 (児童手当システム)		

システム3	システム3	
①システムの名称	中間サーバコネクタ	
②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号の付番と管理 当該システムで、同一個人番号で一意となる団体内統合宛名番号の付番、及び宛名番号と個人番号との紐付け管理機能を実現する。 2. 符号取得のためのシステム連携 当該システムで団体内統合宛名番号を新たに付番した時、中間サーバへの符号取得要求及び符号取得依頼の受付を行う。 3. 文字コードの変換機能業務システムの文字コードと中間サーバ用の文字コードを変換する。 4. 団体内統合宛名番号への変換・提供機能業務システムと中間サーバの連携時に宛名番号(または個人番号)を団体内統合宛名番号に変換する。業務システムからの問合せに対して、団体内統合宛名番号を提供する。 5. システム間通信プロトコル対応FTP連携時の通信プロトコル。 6. 中間サーバからの要求による情報提供機能中間サーバからの要求による情報提供機能中間サーバからの要求による中間サーバへの氏名、性別、生年月日及び住所(以下「4情報」という。)提供。中間サーバへ提供するための4情報管理(登録・更新)機能。	
③他のシステムとの接続	<ul><li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li><li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li><li>[ ]宛名システム等</li><li>[ ]税務システム</li></ul>	
	[ <b>〇</b> ]その他 (児童手当システム、中間サーバ・プラットフォーム	

システム4			
①システムの名称	中間サーバ・プラットフォーム		
	1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号(以下「符号」という。)」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。		
	2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。		
	3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定 個人情報(連携対象)の提供を行う。		
	4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、中間サーバコネクタ、汎用機との間で情報照会内容、情報提供内 容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。		
②システムの機能	5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理 する。		
	6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保有・管理する。		
	7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情 報提供、符号取得のための情報等を連携する。		
	8. 操作者認証・権限管理機能 中間サーバを利用する操作者のアクセス権限・操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報 (連携対象)へのアクセス制御を行う。		
	9. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期間切れ情報の消去を 行う。		
	【 ○ ]情報提供ネットワークシステム		
	┃		
③他のシステムとの接続	┃		
	[ <b>O</b> ] その他 (中間サーバコネクタ )		
システム5			
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能		
	1. 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能。		
②システムの機能	2. 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能。		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム		
②(h)のシスニ / 1.の+☆/±	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム		
③他のシステムとの接続	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム		
	[ <b>O</b> ] その他 ( LGWAN-ASPサービス )		

### 3. 特定個人情報ファイル名

- (1)児童手当ファイル(児童手当システム)
- (2)福祉住登外者等記録ファイル(福祉住登外等記録システム)
- (3)地方税関係情報ファイル(児童手当システム)
- (4)中間サーバコネクタDBファイル(中間サーバコネクタ)
- (5)情報連携ファイル(中間サーバ・プラットフォーム)
- ※ファイル名後ろの()内 … 当該ファイルを含む「2特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム」の名称を記載する。

### 4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日 法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条別表第1項 別表第一の56の項、主務省令管理番号 56-1、56-2、56-3、56-4、56-5、56-6、56-7、56-8、56-9、56-10、56-11、56-12、56-13、56-14、 56-15、56-16、56-17、56-18、56-19、56-20、56-21、56-22、56-23、56-24、56-25、56-26、56-27、 56-28

### 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	く選択版 <i>&gt;</i> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号別表第2項 別表第二の26、74、75、87の項、主務省令管理番号 56-4(74-1)、56-5(74-1)、56-6(75-1)、56-11(74-1)、56-12(74-1)、56-13(75-1)、56-25(74-1)、 56-26(74-1)、56-27(74-1)、56-28(74-1)、(26-5)、(87-5)

### 6. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部 子育て支援課
②所属長	子育て支援課長

### 7. 他の評価実施機関

7

### 1. 特定個人情報ファイル名 (1)児童手当ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1)システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル 1 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 1 100万人以上1,000万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] ②対象となる本人の数 5) 1,000万人以上 ③対象となる本人の範囲 ※ ・児童手当等の受給者・配偶者・児童(児童手当法第3・4条)。 ・区在住者で未就学児童及び義務教育就学児童を監護するものが児童手当等を適正に受給できるよ その必要性 う、資格の取得・消滅、支給状況等を管理するため。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 「 50項目以上100項目未満 ] ④記録される項目 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ·識別情報 [O]個人番号 [ ]個人番号対応符号 [ 〇 ] その他識別情報(内部番号) ·連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ O ] 連絡先(電話番号等) ] その他住民票関係情報 業務関係情報 主な記録項目 ※ ] 国税関係情報 「 **〇** ] 地方税関係情報 「 ] 健康・医療関係情報 ] 医療保険関係情報 [〇]児童福祉・子育て関係情報 [ ]障害者福祉関係情報 ]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報 ]雇用·労働関係情報 [〇]年金関係情報 [ ]学校·教育関係情報 〕災害関係情報 [〇]その他 (支払口座情報等 ) ○識別情報 ・住所、年齢等の各種要件を満たす者、満たさない者を的確に把握し、該当者を受給者・配偶者・児童と して適正に登録・支給等を行うために保有する。 〇連絡先情報 受給者に通知や確認等を行うために保有する。 〇業務関係情報 その妥当性 ・地方税関係情報は、杉並区に課税情報がある受給資格者及び配偶者の所得情報等を審査し、児童手 当・特例給付の別を判断するために保有する。 ・児童福祉・子育て関係情報、支払口座情報等は、住所、年齢等の各種要件を満たす者、満たさない者 を的確に把握し、該当者を受給者・配偶者・児童として適正に登録・支給等を行うために保有する。 ・年金関係情報は受給者が被用者か否かで費用負担割合が異なるため、受給者の年金加入状況を確 認し、被用区分(被用者・非被用者)を記録する。 全ての記録項目 別添1を参照。 ⑤保有開始日 平成28年1月1日 ⑥事務担当部署 保健福祉部子育て支援課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※			[ 〇 ] 本人又は本人の代理人
			[〇]評価実施機関内の他部署 (区民生活部区民課、課税課、総務部情報政策課)
			日本年金機構、日本私立学校振興·共済事業団、国家 [O]行政機関·独立行政法人等 (公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国 ) 市町村職員共済組合連合会
			[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他自治体)
			[ ]民間事業者 ( )
			[ ]その他 ( )
			[ <b>O</b> ] 紙 [   ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)   [   ] フラッシュメモリ
②入手方法	±		[ ]電子メール [ ]専用線 [ 〇 ]庁内連携システム
②八十八元	4		[〇]情報提供ネットワークシステム
			[ 〇 ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能 )
③使用目的 ※			・新規認定・額改定請求及び各種届出に基づく審査を行うため。
	使用	部署	保健福祉部子育て支援課及び転出入及び出生等の住民異動を主管する部署
④使用の主体	E体   使用:	者数	<選択肢> [ 100人以上500人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法			・転入、出生時に住民票情報(既存住民基本台帳システム)(以下「住民票情報」という。)を基に資格認定を行い、児童手当システムで運用する。 ・児童手当システム上では、資格の取得後、手当の支給、現況届提出状況等を管理する。 ・転出、死亡等により資格が消滅する場合も住民票情報を基に処理をする。 ・住民登録のない配偶者及び児童等については、福祉住登外者等記録ファイルで管理する。 ・他自治体に審査対象年度の所得情報がある受給資格者及び配偶者の所得情報を情報ネットワークから取得し、認定請求等に係る審査を行う。 ・年金機構等から受給資格者の年金加入情報を情報提供ネットワークシステムから取得し、認定請求等に係る審査を行う。
情報の突合			・本特定個人情報ファイル(情報連携ファイル)の情報を更新する際に、中間サーバコネクタから受信した情報に関する更新データと、情報連携ファイルを、団体内統合宛名番号を元に、個人番号を特定し突合する。 ・児童手当ファイル認定入力時に、個人コードを突合キーとして住民票情報もしくは福祉住登外者情報と突合し個人特定を行う。 ・汎用機で保有する個人番号を突合キーとして中間サーバDBコネクタの個人番号と突合し、情報提供ネットワークにおいて情報照会するために利用する宛名を取得する。
⑥使用開始日			平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない
		( 4)件
委託	事項1	児童手当システムの運用
①委割	託内容	汎用機における各種処理の実行や帳票の印刷(オペレーション業務)
②委託先における取扱者数		〈選択肢〉 1) 10人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委割	託先名	日本電気株式会社
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が 承諾した業者のみ再委託を許諾している。
	⑥再委託事項	オペレーション業務
委託	事項2	システムの運用保守業務
①委託内容		システムが安定的に稼働するために必要な運用保守業務。
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		日本電気株式会社
五	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が 承諾した業者のみ再委託を許諾している。
	⑥再委託事項	システムの運用保守業務
委託事項3		バックアップデータの遠隔地保管業務
①委託内容		特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		株式会社 ワンビシアーカイブス
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項4		児童手当・特例給付現況届の送達管理及び審査結果の電子データ化業務
①委託内容		・区民から提出された現況届の到達年月日、原票特定用東番号、児童手当・特例給付の認定番号をコンピューターへの取り込みが可能なように電子データ化する。 ・審査が終了した現況届の審査終了年月日、原票特定用東番号、児童手当・特例給付の認定番号、審査結果被用区分をコンピューターへの取り込みが可能なように電子データ化する。
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		富士ソフトサービスビューロ株式会社
再	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
委 託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
担供おきの大無	[O]提供を行っている (2)件 []移転を行っている ()件	
提供・移転の有無	[ ] 行っていない	
提供先1	都道府県知事等	
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の26の項	
②提供先における用途	·生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	
③提供する情報	・児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線	
。 ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
<b>少徒铁刀</b> 法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙	
	[ ]その他 ( )	
⑦時期·頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先2	都道府県知事等	
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2の87の項	
②提供先における用途	・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の 支援に関する法律による一時金の支給又は保険料の納付に関する事務	
③提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる 本人の数	2 10万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 4 100万人以上1,000万人未満 5 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線	
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
<b>少徒铁刀</b> 法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙	
	[ ]その他 ( )	
⑦時期・頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	
6. 特定個人情報の保管・	消去	
保管場所 ※	・入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室に設置した汎用機に保管する。 ・認定請求書等の関係帳票については、入退室管理をする執務室内において、鍵付きの書庫等で保管する。 ・災害時データ復旧用に実施する遠隔地保管について、データが記録された可搬媒体は、専用の箱に施錠(鍵は区が管理し、受託者は解錠出来ない)した上、区が求める施設立地条件(地震防災対策強化地域外、河川等氾濫の可能性がない等)、設備条件(耐震・耐火構造の堅牢な建物、入退室管理装置及び監視カメラを設置等)、運用管理条件(火気発生要因・電磁気発生要因の排除、温湿度の管理等)を満たす施設の専用の室に保管される。また、契約書の事項に「区は、必要があるときは受託者の保管場所に立入り、データの管理状況等について調査することができる」旨を明記している。	
7. 備考		
_		

1. 特定個人情報フ	1. 特定個人情報ファイル名						
(2)福祉住登外者等記録ファイル							
2. 基本情報							
①ファイルの種類 ※		<選択肢> [ システム用ファイル ] 1)システム用ファイル [ システム用ファイル ] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)					
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 1万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
③対象となる本人の範	通 ※	・住所要件で認定する者、区外別居監護の支給要件児童、住民登録のない配偶者及び住民登録はあるが既存住民基本台帳システム上の4情報等とは異なる送付先等の内容を管理する必要がある者。					
その必要性		・認定通知者出力、年齢到達の処理、所得審査等を行う必要があるため。 ・住民票上の居住地とは異なる住所・氏名等を送付先として文書等を送付する場合があるため。					
④記録される項目		<選択肢> [ 10項目以上50項目未満 ] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上					
主な記録項	目 ※	<ul> <li>・識別情報         [〇]個人番号 [ ]個人番号対応符号 [ 〇]その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報         [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ]連絡先(電話番号等)</li>         [〇]その他住民票関係情報         *業務関係情報         []国税関係情報 [ ]地方税関係情報 [ ]健康・医療関係情報         []国税関係情報 [ ]児童福祉・子育で関係情報 [ ]障害者福祉関係情報         []生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報         []屋用・労働関係情報 [ ]年金関係情報 [ ]学校・教育関係情報         [ ]災害関係情報         [ ]その他 ( ) </ul>					
その妥当性		〇識別情報 対象者を特定し、正しい資格の管理を行うために記録する。 〇連絡先情報 対象者の住所、氏名(フリガナ)、は問い合わせをする際に利用する。					
全ての記録	項目	別添1を参照。					
⑤保有開始日		平成28年1月1日					
		保健福祉部子育て支援課					

3. 特定個人情報の入手・使用						
①入手元 ※			[〇]本人又は本人の代理人			
			[ ]評価実施機関内の他部署 ( )			
			[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )			
			[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他自治体)			
			[ ]民間事業者 ( )			
			[ ]その他 ( )			
			[ <b>O</b> ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ			
<u> </u>	~ \_		[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム			
(2)人=	手方法		[ ]情報提供ネットワークシステム			
			[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)			
③使用目的 ※			・区に住民登録のない受給者(住所要件等)・支給要件児童(別居監護児童等)・受給者の配偶者及び 区に住民登録はあるが送付先変更がある者等について適正に管理し、資格認定や各種通知等に関す る事務を正確に行うため。 ・住民登録地での申請・消滅・受給状況についても確認し、二重給付の防止を図る必要があるため。			
		使用部署	保健福祉部子育て支援課			
④使月	用の主体	使用者数	<選択肢> (選択肢> 1) 10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
⑤使月	用方法		・区に住民登録のない受給者・支給要件児童・受給者の配偶者等の4情報等を記録し、児童手当システムで管理を行う。			
	情報の	の突合	・児童手当ファイルの認定入力時に、個人コードを突合キーとして住民票情報もしくは福祉住登外者記録情報と突合し個人特定を行う。なお、個人番号による突合は行わない。			
6使月	用開始日		平成28年1月1日			
4. 特	定個人情	<b>青報ファイルの</b>	の取扱いの委託			
委託0	の有無 ※		[       委託する       ]       <選択肢>         1) 委託する       2) 委託しない         (       3) 件			
委託	事項1		児童手当システムの運用			
①委詰	f内容		汎用機における各種処理の実行や帳票の印刷(オペレーション業務)			
②委託先における取扱者数		る取扱者数	<選択肢>			
③委託先名			日本電気株式会社			
④再委託の有無 ※ 再 委 ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項		の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない			
		の許諾方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が 承諾した業者のみ再委託を許諾している。			
		事項	オペレーション業務			

委託事項2		システムの運用保守業務			
①委託内容		システムが安定的に稼働するために必要な運用保守業務。			
②委託先における取扱者数		<選択肢>			
③委託	<b></b>	日本電気株式会社			
H	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑤再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が 承諾した業者のみ再委託を許諾している。			
	⑥再委託事項	システムの運用保守業務			
委託	事項3	バックアップデータの遠隔地保管業務			
①委詰	托内容	特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託			
②委託先における取扱者数		<選択肢>			
③委託	<b></b>	株式会社 ワンビシアーカイブス			
重	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
5. 特	定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[ ] 提供を行っている ( )件 [ ] 移転を行っている ( )件 [ O] 行っていない			
6. 特定個人情報の保管・消去					
保管場所 ※		「(1)児童手当ファイル」と同一			
7. 備考					
_					

1. 特定	個人情報ファイルネ						
(3)地方稅	党関係情報ファイル						
2. 基本	青報						
①ファイルの種類 ※		<選択肢> [ システム用ファイル ] 1)システム用ファイル [ システム用ファイル ] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)					
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 1万人未満 ] 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
③対象とな	なる本人の範囲 ※	・所得確認を行う必要がある年度の地方税関係情報が他自治体にある者。					
	その必要性	・受給資格者及び配偶者の所得情報等を審査のため確認する必要があるため。					
4記録され	れる項目	<選択肢> [ 10項目以上50項目未満					
	主な記録項目 ※	<ul> <li>・識別情報         [〇]個人番号 [ ]個人番号対応符号 [〇]その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報         [ ]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ]連絡先(電話番号等)</li>         [ ]その他住民票関係情報         ( ] 基税関係情報         [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ]健康・医療関係情報         [ ] 医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育で関係情報 [ ]障害者福祉関係情報         [ ]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報         [ ]雇用・労働関係情報 [ ]年金関係情報 [ ]学校・教育関係情報         [ ]炎害関係情報         [ ]である。 </ul>					
	その妥当性	○識別情報 ・入手した情報を個人を特定できる情報として管理・記録するため。 ○業務関係情報 ・受給資格者及び配偶者の所得情報等を画面等で審査するため。					
	全ての記録項目	別添1を参照。					
⑤保有開始日		平成28年1月1日					
		保健福祉部子育て支援課					

3. 特	3. 特定個人情報の入手・使用				
			[ ]本人又は本人の代理人		
			[ ]評価実施機関内の他部署 ( )		
			[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )		
①人=	手元 ※		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他自治体)		
			[ ]民間事業者 ( )		
			[ ]その他 ( )		
			[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ		
@ 1 =	c <b></b> >+		[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム		
	<b>手方法</b>		[〇]情報提供ネットワークシステム		
			[ ]その他 ( )		
③使月	月目的 ※		・受給資格者及び配偶者の所得情報等を確認するため。		
		使用部署	保健福祉部子育て支援課		
4 (4)使月	用の主体		<選択肢>		
		使用者数	[ 10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
			・受給資格者及び配偶者の個人コードを入力し、既存住民基本台帳システムもしくは福祉住登外等記録		
5使月	月方法		システムで管理されている個人番号を特定し、中間サーバコネクタ及び中間サーバ・プラットフォーム経 由で情報提供ネットワークシステムより当該個人の情報を取り込み管理する。		
	_				
	情報(	の突合	・既存住民基本台帳システムもしくは福祉住登外者等記録システムで管理されている個人番号を突合 キーとして、中間サーバコネクタ及び中間サーバ・プラットフォーム経由で情報提供ネットワークシステム		
	IN TIME	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	で当該個人の情報を特定する。		
⑥使月	月開始日		平成28年1月1日		
4. 特	定個人情	<b>青報ファイル</b> の	の取扱いの委託		
<b>未红</b>	D有無 ※		<選択肢>   SET   SET		
安託0	7有無 🛣		( 3)件		
委託	事項1		児童手当システムの運用		
①委託内容			汎用機における各種処理の実行や帳票の印刷(オペレーション業務)		
②委託先における取扱者数		る取扱者数	<選択肢> (選択肢> (選択肢> (工程) 10人未満 (1) 10人未満 (2) 10人以上50人未満 (2) 10人以上50人未満 (2) 10人以上500人未満 (3) 100人以上500人未満 (5) 500人以上1,000人未満 (6) 1,000人以上		
③委託先名			日本電気株式会社		
再	④再委託	の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない		
委 ⑤再委託 0		の許諾方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が 承諾した業者のみ再委託を許諾している。		
⑥再委託事項		事項	オペレーション業務		

委託事項2		システムの運用保守業務				
①委詰	千内容	システムが安定的に稼働するために必要な運用保守業務				
②委言	<b>毛先における取扱者数</b>	<選択肢>				
③委i	<b>毛先名</b>	日本電気株式会社				
玉	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない				
再 委 託	⑤再委託の許諾方法	・原則として再委託は行わないが、再委託に関する承認申請書により、再委託理由等を明確にし、区が 承諾した業者のみ再委託を許諾している。				
	⑥再委託事項	システムの運用保守業務				
委託	事項3	バックアップデータの遠隔地保管業務				
①委詰	千内容	特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託				
②委言	<b>毛先における取扱者数</b>	<選択肢>				
③委託先名		株式会社 ワンビシアーカイブス				
重	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない				
再委託	⑤再委託の許諾方法					
	⑥再委託事項					
5. 特	<b>テ定個人情報の提供・</b> ラ	移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無		[ ] 提供を行っている ( )件 [ ] 移転を行っている ( )件         [ O ] 行っていない				
6. 特定個人情報の保管・		消去				
保管場所 ※		「(1)児童手当ファイル」と同一				
7. 備考						
<b> </b> -						

1. 特定個人情報ファイル名							
(4)中間サーバコネクタDBフ	アイル						
2. 基本情報							
①ファイルの種類 ※	<選択肢> (選択肢> 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)						
②対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上						
③対象となる本人の範囲 ※	<ul><li>・受給資格者及び配偶者の所得確認を行う必要がある年度の地方税関係情報が他自治体にある者。</li><li>・受給資格者で年金加入情報を確認する必要がある者。</li></ul>						
その必要性	<ul><li>・受給資格者及び配偶者の所得情報等を審査のため確認する必要があるため。</li><li>・受給資格者の年金加入情報を確認する必要があるため。</li></ul>						
④記録される項目	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)10項目未満</li><li>2)10項目以上50項目未満</li><li>3)50項目以上100項目未満</li><li>4)100項目以上</li></ul>						
主な記録項目 ※	<ul> <li>・識別情報         [○]個人番号 [○]その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報         [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号等)</li>         [○]その他住民票関係情報         *・業務関係情報         [○]国税関係情報 [○]地方税関係情報 [○]健康・医療関係情報         [○]医療保険関係情報 [○]児童福祉・子育で関係情報 [○]障害者福祉関係情報         [○]生活保護・社会福祉関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報         [○]雇用・労働関係情報 [○]年金関係情報 [○]学校・教育関係情報         [○]できる関係情報         [○]できる関係情報         [○]である関係情報         [○]では、対策・高齢者福祉関係情報         [○]では、対策・高齢者福祉関係情報         [○]では、対策・表記では、対策・表記では、対策を表記では、対策を表記では、対策を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を</ul>						
その妥当性	・他自治体から地方税及び年金に関する情報を取得するため、汎用機の個人情報と情報提供ネットワークから取得する個人情報を紐付ける必要があるため。						
全ての記録項目	別添1を参照。						
5保有開始日	平成28年1月1日						
⑥事務担当部署	保健福祉部子育て支援課						

3. 特	定個人情	青報の入手・	使用
			[ 〇 ] 本人又は本人の代理人
①入手元 ※			[ <b>〇</b> ] 評価実施機関内の他部署 ( 区民生活部区民課、保健福祉部杉並福祉事務所、 ) 総務部情報政策課
			日本年金機構、日本私立学校振興·共済事業団、国家 [O]行政機関·独立行政法人等 (公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国) 市町村職員共済組合連合会
			[ <b>O</b> ] 地方公共団体·地方独立行政法人 ( 他自治体 )
			[ ]民間事業者 ( )
			[ ]その他 ( )
			[ 〇 ] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ
② <b>λ</b> =	手方法		[ ]電子メール [ ]専用線 [ 〇]庁内連携システム
<b>E</b> X-	厂刀仏		[ ]情報提供ネットワークシステム
			[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
③使月	用目的 ※		・汎用機及び中間サーバとの連携を行うため、本特定個人情報ファイル(中間サーバコネクタDBファイル)において受給資格者及び配偶者の情報を保有することにより正確な情報照会を行う。
		使用部署	保健福祉部子育て支援課
④使月	用の主体	使用者数	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>10人以上50人未満</li><li>10人以上50人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>4)100人以上500人未満</li><li>5)500人以上1,000人未満</li><li>6)1,000人以上</li></ul>
⑤使月	用方法		<ul><li>・汎用機及び中間サーバとの連携を行う。</li><li>・団体内統合宛名番号と汎用機の宛名番号を紐付ける。</li><li>・4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。</li></ul>
	情報(	の突合	・本特定個人情報ファイル(中間サーバコネクタDBファイル)を更新する際に受信した住民情報に関する 更新データと中間サーバコネクタDBファイルの個人番号を突合する。
6使用	用開始日		平成28年1月1日
4. 犋	定個人情	青報ファイル	の取扱いの委託
委託の	の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1) 件
委託	事項1		中間サーバコネクタの運用保守業務
①委言	托内容		システムが安定的に稼働するために必要な運用保守業務
②委請	氏先におけ	る取扱者数	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>10人未満</li> <li>10人未満</li> <li>2)10人以上50人未満</li> <li>3)50人以上100人未満</li> <li>4)100人以上500人未満</li> <li>5)500人以上1,000人未満</li> <li>6)1,000人以上</li> </ul>
③委言	<b>モ先名</b>		日本電気株式会社
再 委 ————		その有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
		の許諾方法	
	⑥再委託	事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			移転(委託に伴うものを除く。)
提供・	提供・移転の有無		[ ]提供を行っている ( )件 [ ]移転を行っている ( )件 [ O]行っていない
6. 犋	6. 特定個人情報の保管・		
	易所 ※		・入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ使用目的別に区画した専用の室に設置したサーバに保管する。サーバはパスワード等により保護する。
7.	7. 備考		
_			

1. 特定個人情報ファイル名						
(5)情報道	連携ファイル					
2. 基本	情報					
①ファイルの種類 ※		<選択肢>				
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
③対象と	なる本人の範囲 ※	(1)児童手当ファイルと同一				
	その必要性	(1)児童手当ファイルと同一				
④記録さ	れる項目	<選択肢> [ 10項目以上50項目未満 ] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上				
	主な記録項目 ※	<ul> <li>・識別情報         [ ○ ] 個人番号</li></ul>				
	その妥当性	・番号法第19条第7号及び別表第2に規定する情報連携を行うため。				
全ての記録項目		別添1を参照。				
⑤保有開始日		平成28年4月				
⑥事務担当部署		保健福祉部子育て支援課				

3. 特定個人情報の入手・使用			使用		
①入手元 ※			[ ]本人又は本人の代理人		
			[  ]評価実施機関内の他部署 (		
			[ ]行政機関・独立行政法人等 (		
			[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 (	)	
			[ ]民間事業者 (	)	
			[〇]その他 (自部署)	)	
			[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモ	IJ	
②入手方	-:±		[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム		
②八十八	J Æ		[ ]情報提供ネットワークシステム		
			[〇]その他 (中間サーバコネクタ、児童手当システム)	)	
③使用目	的 ※		(1)児童手当ファイルと同一		
使用部署		使用部署	保健福祉部子育て支援課		
④使用の主体 付		使用者数	<選択肢>		
⑤使用方	法		(1)児童手当ファイルと同一		
	情報の	突合	・本特定個人情報ファイルが保有する児童手当支給情報を更新する際に、当該更新対象データとロサーバコネクタから受信した更新用データとを団体内統合宛名番号を突合キーとして突合する。	中間	
⑥使用開始日			平成28年1月1日		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※	[       委託しない         1) 委託する       2) 委託しない         (       ) 件			
5. 特定個人情報の提供・程	移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない			
提供先1	番号法第19条第7号及び別表第2の第1欄に定める情報照会者			
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2			
②提供先における用途	・番号法別表第2に定める各事務			
③提供する情報	・児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報			
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2 基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ			
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )			
⑦時期·頻度	・情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度			
6. 特定個人情報の保管・注	消去			
保管場所 ※	・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップも データベース上に保存される。			
7. 備考				
_				

### (別添1)特定個人情報ファイル記録項目

### (1)児童手当ファイル

(別添1-1)児童手当システム記録項目のとおり

### (2)福祉住登外者等記録ファイル

- 9. 最新異動事由 10. 最新異動年月日 11. 增異動事由 12. 增異動年月日 13. 減異動事由 14. 減異動年月日 15. 個人番号

### (3)地方税関係情報ファイル

(別添1-2)個人住民税情報のとおり

### (4)中間サーバコネクタDBファイル

- 1. 情報提供用個人識別符号 2. 団体内統合宛名番号 3. 情報提供等の記録等
- 4. 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)

### (5)情報連携ファイル

- 1.3歳未満児童数 2.3歳以上小学校修了前児童数 3.中学生児童数 4.合計児童数
- 5. 3歳未満月額 6. 3歳以上小学校修了前月額 7. 中学生月額 8. 合計月額
- 9. 支給開始年月 10. 支給終了年月日 11. 認定年月日 12. 改定年月日

## 別添1-1

### 児童手当システム記録項目

1	児童手当受給者個人コード	31	支給区分
2	受給者認定番号	32	支給停止の開始年月
3	申請年月日	33	支給停止の終了年月
4	認定年月日	34	支給済・未支給の別
5	支給開始年月	35	月別の受給対象児童数
6	支給済年月	36	現況届提出年月日
7	資格消滅事由	37	対象児童の続柄
8	資格消滅年月	38	年金給付・年月
9	支給停止区分	39	年金給付・年金種別(加入制度)コード
10	手当既支給済月数	40	年金給付・資格取得年月日
11	児童手当増額金額	41	年金給付・資格喪失年月日
12	金融機関コード	42	個人番号
13	口座番号	43	氏名
14	口座名義人	44	性別
15	受給者雇用区分(被用区分)	45	生年月日
16	電話番号	46	住所
17	児童手当法新旧該当区分	47	地方税関係情報
18	児童人数		
19	対象児童個人コード		
20	対象児童支給延長区分		
21	対象児童消滅該当区分		
22	対象児童支給該当区分		
23	対象児童支給開始年月		
24	対象児童消滅年月		
25	支給開始年月日		
26	支給消滅年月日		
27	支給年度		
28	支給対象月		
29	支給金額		
30	支給年月日		

## 別添1-2

## 個人住民税情報 (標準レイアウトより)

1	課税年度	46
2	総所得金額	47
3	山林所得額	48
4	退職所得額(総合課税)	49
5	長期譲渡所得額	50
6	短期譲渡所得額	51
7	先物取引雑所得額	52
8	雑損控除額	53
9	医療費控除額	54
10	小規模共済等掛金控除額	55
11	配偶者特別控除額	56
12	配偶者控除等	57
	扶養控除•一般	58
14	扶養控除・特定	59
15	扶養控除・老人	60
16	16歳未満扶養者数	61
17	障害者控除・普障	62
18	障害者控除・特障	63
19	本人該当区分・控除対象配偶者	64
20	本人該当区分・控除対象障害者	65
21	本人該当区分・控除対象寡婦	66
22	本人該当区分・控除対象勤労学生	67
23	個人コード	68
24	個人番号	69
25		70
26		71
27		72
28		73
29		74
30		75
31		76
32		77
33		78
34		79
35		80
36		81
37		82
38		83
39		84
40		85
41		86
42		87
43		88
44		89
45		90

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

- (1)児童手当ファイル (2)福祉住登外者等記録ファイル
- (3)地方税関係情報ファイル

### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

#### リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・情報セキュリティマネジメント実施基準に基づき、情報セキュリティ教育を実施する際、対象者と無関係 な情報及び対象者情報であっても業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及 び杉並区個人情報保護条例における罰則規定があること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定 が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、対象者以外の情報入手を抑止 (防止)する。

### リスクに対する措置の内容

・児童手当等に係る手続き(請求・届出等)で、窓口で情報を入手する場合は、番号法16条及び同施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受けることで、対象者以外の情報入手を防止する。 ・認定請求書と同意書(配偶者の所得を確認する必要がある場合で、公簿で確認する場合に提出を受け

る。)については、本人しか知りえない個人番号の記載があり、情報突合の際には、この個人番号の一致 も審査する。

・認定請求書等については、児童手当法施行規則等で示された様式に基づき、必要以外の情報が記載 できない書式とする。

・認定等の入力処理時において、入力担当と点検担当を別にし、二重チェックを行うことで、資料の取り違 え等による対象者以外の情報の誤入力を防止する。

・サービス検索・電子申請機能からの児童手当等に係る手続き(請求・届出等)は、申請者が画面の誘導 に従いサービスを検索の上、申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面の誘導を簡 潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

#### リスクへの対策は十分か

十分である

Γ

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

### 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### (不適切な方法で入手が行われるリスク対策)

- ・番号法及び杉並区個人情報保護条例における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。
- ・児童手当等に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である児童手当法及び同施行令等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。
- ·情報セキュリティマネジメント実施基準による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な資料の入手を指導徹 底する。
- ・本人から情報を取得する場合は、児童手当等の審査資料となる旨を説明した上で取得する。
- ・他自治体、日本年金機構等、本人以外からの情報をシステムを通して取得する場合は、アクセス権が与えられた者のみが取得できるようにシステム的に制限する。
- ・日付の範囲指定で操作ログを採取し、入手時期や件数等で不自然な受給事由の認定等が行われていないかを確認する。
- ・申請者がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。
- ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において、申請者に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作し てもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、申請者に過剰な負担をかけることなく電子申請を 実施できるように措置を講じている。

#### (入手した特定個人情報が不正確であるリスク対策)

- ・本人から個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カードや通知カード等の提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。また、受けた申請書等については、4情報を確認することで入手する情報の正確性を担保する。
- ・他自治体や日本年金機構等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。
- ・国等から示される事務処理要領等を参考に事務処理対象者の個人番号カード等の提示を受け、本人確認及び個人番号の確認を行う。
- ・入手した特定個人情報について、保持している特定個人情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。
- ・個人番号カードの提示が無い場合には、運転免許証の提示等により得られた本人確認情報とシステムによって確認する本人確認情報との対応付けを行い、個人番号が本人のものであることを担保する。
- ・住民登録外者の場合は、住民基本台帳ネットワークを通して住民登録地である他自治体へ個人番号を照会し、本人確認情報との対応付けを行う。
- ・窓口での聴聞や添付書類との整合性から正確性を担保する。
- ・情報の入力、削除、訂正を行う場合には処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保する。
- ・杉並区に住民登録をしている者の4情報及び個人番号については、住民基本台帳に関する事務における手順により正確性が担保される。
- ・公簿情報(住民登録及び所得等)の確認等ができない又は添付書類に不足がある場合は、提出や情報確認ができるまでは認定保留の取扱いとし、一定期間その提出等がない場合は却下扱いとする。 ・申請者がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書によ
- ・申請者がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した業務主管課は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
- ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

### (入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策)

- ・窓口で本人又は本人の代理人が来庁する場合は、職員が直接認定請求書等を収受する。また、受付事務が完了次第、直ちに書類を 定められた保管箱へ格納する。
- ・郵送で情報を入手する場合は、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止するため、事前に担当所属名及び所在地を広く周知する。また、返信用封筒等はあらかじめ担当所属名及び所在地を印刷等したものを使用する。
- ・端末には、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理 者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管 理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。
- ・システム起動に必要なソフトウェアは、情報政策課への申請による必要個数のみが貸与されるため入力が行える端末を限定し、操作に必要なID、パスワードは、各所属長から情報システム担当課長への申請により付与する運用とすることで、操作権限のない者による不正な操作を防止する。
- ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体の間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。

3. 特定個人情報の使用					
リスク1: 目的を超えた紐付	ナ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク				
・宛名システム機能は中間サーバコネクタが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外号の検索ができないよう、システム上で制御する。 ・中間サーバコネクタには個人番号、4情報等の情報連携に必要となる情報のみ記録し、不必の紐付けができないよう、システム上で制御する。 ・本特定個人情報ファイルを入力する端末機は、入退室管理をする執務室でのみ操作可能でごとに配布されたユーザID及びパスワードで認証を行うことで不要なアクセスを防止する。・個人番号利用事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける・用事務以外からの情報の紐付けは行えないよう、システム上で制御する。・ファイアウォールを設置し、システム間の接続を制御することにより、予め許可したシステムでのシステムからの接続が行われないよう制御する。・ファイアウォールで制御したシステム間の通信は、ログとして記録し、ログの確認により適正さわれているか監視する。					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク2: 権限のない者(元耶	戦員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない				
具体的な管理方法	・端末の事前登録(端末認証)を行い、ユーザID・パスワード・端末名による認証を行う。また、パスワードは「資源管理基準」及び「庁内ネットワーク及びネットワークパソコン等利用基準」により定められた期間内に変更する。 ・登録されているユーザ情報については、管理権限を付与された職員が定期的に確認し、記録に残す。 ・職員1人に付与されるIDは1つのみで、IDの共有を禁止する。				
その他の措置の内容	(アクセス権限の発行・失効の管理) ・アクセス権限の発行は、業務主管課からの発行申請により情報システム担当課長の承認後、当該課長から管理権限を付与された職員が行う。失効は、業務主管課からの解除申請により、管理権限を付与された職員が行う。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を管理権限を付与された職員が得た段階で、随時その権限の失効を行う。 (アクセス権限の管理) ・セキュリティ責任者(業務主管課長)はアクセス権限と事務の対応表(事務担当者に対する権限付与の範囲を規定したもの)を作成し、定期的に付与されている権限と対応表が一致しているか点検を行い、違いが発見された場合には、ただちに適正な状態に修正する。 ・ユーザーアカウントおよびアクセス権について不要・不適切なものがないか定期的に確認する手順が「情報セキュリティマネジメント実施基準」に定められており、当該規定に基づき確認を行う。 ・各ンステム共にユーザDの共有を禁止している。 (特定個人情報の使用の記録) ・システムの操作ログを保管する。ログは個人番号を参照・入力した際に個人単位で記録することとし、操作者を識別可能な一意の番号(職員番号)、操作時間、トランザクション(処理データ)名、操作端末名、操作を行っていたデータ名等を記録する。 ・保管するログは、物理的に区画・施錠された保管棚で、「杉並区文書等保存年限基準」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」に基づき管理する。 ・災害時データ復旧用に実施するデータの遠隔地保管のために可搬媒体の受け渡しを行う場合には「荷物搬入出記録達」に記録する。 (入退室管理) ・不正な第三者からのアクセスを制御するため、特定個人情報を取り扱う執務室内への入退室管理について「情報セキュリティマネジメント実施基準」に規定し、規定された内容を遵守することで、権限のない者が特定個人情報を使用するリスクに対応する。 (災害時データ復旧用採体管理) ・災害時データ復旧用に実施するデータの遠隔地保管のために可搬媒体に保存されたデータの持ち出しでは、区及び委託業者共に予ら相互に名簿を交換した者のみが作業を実施し、持ち出し時に施錠(鍵は区が管理し、委託業者は解錠出来ない。)を行うことで、入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室の外において、それ以外の者が当該可搬媒体を取り扱うリスクを防止する。				
リスクへの対策は十分か	【選択肢〉 [ 十分である ] 〈選択肢〉 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(従業者が事務外で使用するリスク対策)

- ・児童手当に関する事務を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、 業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止する。
- ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用 を防止する。

(特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策)

- ・情報の持ち出しについて「庁内ネットワーク及びネットワークパソコン等利用基準」及び「情報セキュリティマネジメント実施基準」の中で 規定し、職員に周知・徹底する。
- ・端末には、大量複製につながるUSBメモリ等の使用について、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。その他の端末はUSBポートからのデータ出力を不可とする。また、管理権限を付与された職員以外はOSの設定変更、ソフトウェアの変更等を行えないよう、システム上で制御する。
- ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導している。
- ・災害時データ復旧用に実施するデータの遠隔地保管のための可搬媒体の持ち出しについては、施錠(鍵は区が管理し、受託者は解錠出来ない)により輸送時又は保管時に開封が行われないようにすることで、外部保管時に情報が複製されるリスクを防止する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない								
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク								
委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていた	はい		
	以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記している。							
規定の内容	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ で 委的三写人人故の託外者及情情発生 ・ の託外者を情報を	禁止 用の禁止 の提供の禁止 複製の禁止 の返還・廃棄 の取扱いに関する						
再委託先による特定個人情 報ファイルの適切な取扱いの 担保	[ -	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな	っている 2) 十分に行い 4) 再委託して	っている ていない		
具体的な方法		(者については、再			こより、再委託理由等を ィ事項については委託と			
その他の措置の内容	確要記出出話けれる。・明提・一次をでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	特定個人情報ファミ施体制の提出を記述を義務付ける。ことを義務付ける。ことを義務付ける。ことを表別し、個人情報に対してもない。 があった要員によっての持ちという。 は、情報を含むでは、一切では、 は、情報を含むでは、 は、情報を含むでは、 は、は、 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	イルの処理等 義務付ける。 報保護にかったいる項へいるでも他る。 にどれるするではいる事の性でを施設にあいた。 でを施設にあります。	等に係る者を明確化すまた、体制に変更がある誓約書を提出させる かる誓約書を提出させる かシステム操作の権限 なび発行する帳票は必 青報の提供の禁止を明 ータ復旧用として遠隔 にでする。なお、データは スクはない。)に限定し		こ所属・氏名等を の体制を速やかに 研修の実施を義 場所については、 約書に指定する 渡し(鍵は区が 行わない。		
リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい	 る 2) 十分である る	<b>5</b>		
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								

5. 特	定個人情報の提供・移転	云(委託や情報扱	是供ネットワーク	クシステム	を通じた提供を除く。)		[〇]提供・移転しない
6. 惶	<b>青報提供ネットワークシ</b>	<b>ノステムとの接続</b>	売		[〇]接続しない	(入手)	[〇]接続しない(提供)
7. 特	<b>詩定個人情報の保管・</b>	消去					
リスク	: 特定個人情報の漏え	い・滅失・毀損リス	スク				
①事 知	女発生時手順の策定・周	[ 十分に	こ行っている	]	<ul><li>く選択肢&gt;</li><li>1)特に力を入れて行</li><li>3)十分に行っていな</li></ul>	示っている 2 :い	2) 十分に行っている
機関に	去3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[ 発生なし	, ]		<選択肢> 1) 発生あり	2	2) 発生なし
	その内容	_					
	再発防止策の内容	_					
そのfl	也の措置の内容	的だ・デ・理書・管・・、しる外・、搬廃 (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	した際という。 は、やという。 は、いうでは、いうでは、いうでは、いうでは、いうでは、いうでは、いうでは、いうで	こ数幾 認す迢! 径こ及及にこ廃 采w ネ いほ、こク 去、そ 設集器 認るえテ 過寒び出じ週棄 用等 小 情情の認存 む定の置体に 請2もワ よす搬録する しず 網 報見り定存 ず期録す保持 求年のイ りる嫩録るに歩 ウが か まはス通し いじを	は大いで、行いて、行いない。 書には、かいで、行いで、行いない。 書には、かいで、行いで、行いで、行いで、行いで、 をいいで、行いで、行いで、行いで、行いで、行いで、行いで、行いで、行いで、行いで、	区 去 はは い 媒び録 「て はい オーク者 に 対画 す 、、 、 体受簿 搬粉 最専 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ためウイルス対策ソフトは導
リスク	への対策は十分か	[ +:	分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 3) 課題が残されてい		2) 十分である
特定個	固人情報の保管・消去に	おけるその他の!	ノスク及びその	リスクに対			

8. 監査							
実施の有無		[ <b>〇</b> ] 自己点検	[ 〇 ] 内部監査	[〇]外部監査			
9. 従	業者に対する教育・	<b>岑</b> 発					
従業者に対する教育・啓発		[ 十分に行っている	<選択肢>   1)特に力を <i>入</i> 3)十分に行っ	、れて行っている 2) 十分に行っている っていない			
	具体的な方法	・人事異動等により、新規に事務を取り扱う場合における、個人情報の取り扱いに係る研修の実施に いて「情報セキュリティマネジメント実施基準」で規定し、研修を実施する。また、異動者に限らず、職					
10.	10. その他のリスク対策						
_	•						

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

### 1. 特定個人情報ファイル名

(4)中間サーバコネクタDBファイル

### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・中間サーバコネクタでは、個人番号で一意に識別し、個人と1対1で、団体内統合宛名番号を付番す る。

リスクに対する措置の内容

・中間サーバコネクタDBファイルの入手元は汎用機に限られるため、区の当該項目に関するリスク対応 は、「(1)児童手当ファイル」「(2)福祉住登外者等記録ファイル」及び「(3)地方税関係情報ファイル」の

リスク対策と同様の対策を講じる。

<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

2) 十分である

リスクへの対策は十分か

十分である ]

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(入手した特定個人情報が不正確であるリスク対策)

- ・中間サーバコネクタでは、個人番号に変更が発生しても団体内統合宛名番号に変更はなく、個人番号変更時には、変更前と変更後の 個人番号を必須として団体内統合宛名番号を管理する。
- ・中間サーバコネクタでは、個人番号の入手にあたっては、個人番号のチェックデジットを確認する。

(入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策)

・中間サーバコネクタでは、ログを保管しており、不適切な操作を抑止する措置を講じる。

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

・入手に関しては、「(1)児童手当ファイル」「(2)福祉住登外者等記録ファイル」「(3)地方税関係情報ファイル」の皿リスク対策(プロセ ス)当該項目の措置と同一となる。なお、本特定個人情報(中間サーバコネクタDBファイル)の情報に関しては「(1)児童手当ファイル」 から、システムにより自動更新(登録)を行う。

### 3. 特定個人情報の使用

リスクに対する措置の内容

リスクへの対策は十分か

・宛名システム機能は中間サーバコネクタが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外では個人

番号の検索が行えないよう、システム上で制御する。 ・中間サーバコネクタには個人番号、4情報等の情報連携に必要となる情報のみ記録し、不必要な情報 との紐付けが行えないよう、システム上で制御する。

・本特定個人情報ファイル(中間サーバコネクタDBファイル)を記録する中間サーバコネクタは物理的に 区画された専用の室でのみ操作可能であり、情報政策課のみに配布されたユーザID及びパスワードで 認証を行うことで不要なアクセスを防止する。

・個人番号利用事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他システムにおける個人番号 利用事務以外からの情報の紐付けは行えないよう、システム上で制御する。

・ファイアウォールを設置し、システム間の接続を制御することにより、予め許可したシステムを除く外部 のシステムからの接続が行われないよう制御する。

・ファイアウォールで制御したシステム間の通信は、ログとして記録し、ログの確認により適正な通信が 行われているか監視する。

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

十分である

#### リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> ユーザ認証の管理 行っている Γ 1 1) 行っている 2) 行っていない ・中間サーバコネクタでは、ユーザID・パスワードによる認証を行い、認証後は操作権限に応じて、当該 ユーザがシステム上で利用可能な機能を制限する。 ・中間サーバコネクタでは、利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用を

具体的な管理方法

不可とする。 ・中間サーバコネクタでは、パスワードポリシーに基づき、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理

を行い、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を行う。

その他の措置の内容	・中間サーバコネクタでは、ユーザIDごとのアクセス権限について、情報システム担当課長の承認後、情報システム担当課長から管理権限を付与された職員が行う。失効は、管理権限を付与された職員が行う。この他、申請漏れ等への対応として、人事異動情報その他の権限失効に関わる情報を管理権限を付与された職員が得た段階で、随時その権限を失効する。 ・中間サーバコネクタでは、ユーザ単位でアクセス権限を管理する。 ・中間サーバコネクタの操作権限については、「ユーザID管理簿」を作成し、情報システム担当課長から管理権限を付与された職員が定期的に確認し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ・中間サーバコネクタでは、全ての操作について操作ログを記録する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### (従事者が事務外で使用するリスク対策)

- ・中間サーバコネクタでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号利用事務関係者以外はアクセスできないようにシステム上で制御する。
- ・上記の対策及び「(1)児童手当ファイル」「(2)福祉住登外者等記録ファイル」及び「(3)地方税関係情報ファイル」と同様の対策を講じ る。

### (特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策)

- ・操作は入退室管理装置及び監視カメラを設置し、かつ、使用目的別に物理的に区画、施錠した専用の室においてのみ可能とする。・操作権限を与えられた職員のみが操作可能とし、システムへのログインについてログを記録する。
- ・中間サーバコネクタでは、全ての操作についてログを保管する。

・セキュリティに係る研修を行い、個人情報保護の重要性を教育するとともに、業務外又は不必要な利用禁止の指導を行う。									
4. 特定個	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない								
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク									
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定		[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	きめていない		
		以下について、個人情報特記仕様書にて個人情報の取り扱いについて明記する。							
規定	の内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		乙入調査					
	よる特定個人情)適切な取扱いの	[	再委託していない	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行・ 3) 十分に行っていない	っている 2) 十 ハ 4) 再	-分に行っている  委託していない		
具体	的な方法	_							
その他の措	置の内容	報の記し出話けれる。またまで、またまで、またまで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、まで、ま	きを適切に行える委託会 特定個人情報ファイル 施体制の提出を義務付 ことを義務付ける。 業者に対し、個人情報 の提出があった要員に 限によって画面の表示	たであるこの の処理等すける。ま 保護にか 、対し力及	ことを確認する。 に係る者を明確化するだた、体制に変更があった。	ため、契約後速 と場合にも、変 るとともに、セキ を与える。 される項目は必	テュリティ研修の実施を義 ら要なもののみとする。		
リスクへの対	対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている。	る 2) <del> </del>	-分である		
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置									
I_									

5. 特	<b>テ定個人情報の提供・移</b> 車	伝(委託や情報提供ネットワー	ークシステム	ムを通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない				
6. 情	青報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ 0 ] 接続しない(入	手) [〇]接続しない(提供)				
7. 华	寺定個人情報の保管・2	消去							
リスク	7: 特定個人情報の漏え	い・滅失・毀損リスク							
①事i 周知	故発生時手順の策定・	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行って 3)十分に行っていない	いる 2) 十分に行っている				
機関に	去3年以内に、評価実施 こおいて、個人情報に関 直大事故が発生したか	【 発生なし ]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし				
	その内容	_							
	再発防止策の内容	_							
そのイ	他の措置の内容	理的に区画、施錠した専用の含んだ記録媒体及び帳票等・機器更新、交換等に伴い旧をデータ消去証明として残す・本特定個人情報ファイル(中取り扱わない運用とする。 (不正プログラム対策)・コンピュータウイルス対策)・コンピュータウイルススがでするために、ウイルスパ・情報セキュリティホールに長を含む)を定期的に入手し、村する。 (不正アクセス対策)・ファイアウォールにより通信る。・ファイアウォールで制御した行われているか監視する。 (特定個人情報が古い情報のだけに表した情報がおい情報のでは、特定個人情報がおい情報のでは、	D室に 設 は 機 間 で の 機 の は し で の は の は し で の し で の は し で し の で し の の の の の の の の の の の の の	する。また、当該区画に別区 を保管する場所を設ける。 きされているデータを消去する。 コネクタDBファイル)の記録 し、ウイルスチェックを実施する。 イルは定期的に更新し、、等の は、コンピュータウイルス等の。 セキュリティに関する設定の ペットワークセグメントのみ通 の通信は、ログとして記録し され続けるリスク対策)	「ラを設置し、かつ、使用目的別に物画を設け、データ、プログラム等を る場合は、情報を消去し、その記録 媒体は、オペレータ及び委託業者は な限り最新のものを使用する。 の有害なソフトウェアに関連する情報 の内容が適切であるかどうかを確認 信を許可し、他からの通信は遮断す 、、ログの確認により適正な通信が のまま保管され続けるリスクは存在				
リスク	7への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である				
特定	個人情報の保管・消去に	I おけるその他のリスク及びその	のリスクに対						
_									
8. 昰	8. 監査								
実施の有無		[〇]自己点検	[0]						
9. 初	<b>従業者に対する教育・</b> 原	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
従業	者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行って 3)十分に行っていない	いる 2) 十分に行っている				
	具体的な方法	・「(1)児童手当ファイル」「(2 様の対策を講じる。	<u></u>		(3)地方税関係情報ファイル」と同				
10.	その他のリスク対策								
_									

#### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。) 1. 特定個人情報ファイル名 (5)情報連携ファイル 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク 本特定個人情報ファイルの入手元は中間サーバコネクタに限られるため、区の当該事項に関するリスク リスクに対する措置の内容 対策は、「(4)中間サーバコネクタDBファイル」のリスク対策と同様となる。 <選択肢> [ 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 本特定個人情報ファイルの入手元は中間サーバコネクタに限られるため、区の当該事項に関するリスク対策は、「(4)中間サーバコネ クタDBファイル」のリスク対策と同様となる。 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク ・宛名システム機能は中間サーバコネクタが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外では個人 番号の検索ができないよう、システム上で制御する。 ・中間サーバコネクタには個人番号、4情報等の情報連携に必要となる情報のみ記録し、不必要な情報 リスクに対する措置の内容 との紐付けが行えないよう、システム上で制御する。 ・中間サーバコネクタでは、個人番号利用事務のみ個人番号検索を可能とする仕組みとするため、他シ ステムにおける個人番号利用事務以外からの中間サーバコネクタを利用した情報の紐付けは行えない 設定とする。 <選択肢> 1 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> ユーザ認証の管理 行っている 1) 行っている 2) 行っていない ・中間サーバのユーザ認証については住民基本台帳ネットワークシステムにおけるそれと同等以上の管 具体的な管理方法 理方法がとられ、利用する職員の認証と職員に与えられた操作権限に基づいた各種機能や特定個人情 報へのアクセス制御を行う。 (アクセス権限の発効・失効の管理) ・中間サーバでは、ユーザIDごとのアクセス権限の発効について、主管課からの申請により情報システ ム担当課長の承認後、管理を委任された情報政策課の職員が行う。失効は、主管課からの解除申請に より、情報システム担当課長の承認後、同課の職員が行う。この他、申請漏れ等の対応として、人事異 その他の措置の内容 動情報その他の権限失効に関わる情報を同課の職員が得た段階で、随時その権限を失効する。 (アクセス権限の管理) ・中間サーバの操作権限については、「ユーザID管理簿」を作成した上、情報政策課の職員が定期的に 確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 <選択肢> [ 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ O ] 委託しない

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

「〇〕提供・移転しない

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
リスクに対する措置の内容	(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置) ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなる。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われ	
リスクに対する措置の内容	(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置) ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受信し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受信及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

(不適切な接続端末の操作やオンライン連携等のリスク)

(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)

- ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し抑止する。
- ・定期的なログの確認をルール化し実施する。実施の頻度等については中間サーバの不正検知の方法、ログの参照を行う自治体の環境等が明らかになった後、適正な期間を「情報提供ネットワーク運用手順書(仮)」に定め実施する。

(安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク、入手した特定個人情報が不正確であるリスク対策)

(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)

・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。

(入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク、不適切な方法で提供されるリスク対策)

(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)

- ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施する。また、情報提供ネットワークシステム を使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報を暗号化(照会者の中間サーバでしか復号できない仕組み)し、情報提 供ネットワークシステムでは復号できないものとする。
- ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設ける。
- ・セキュリティ管理機能(暗号化・復号機能及び鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受信した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う。
- ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動削除し、リスクを 軽減する。
- (中間サーバ・プラットフォームにおける措置)
- ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用する。
- ・中間サーバと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化する。
- ・特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)し、利用する団体であっても他団体が管理する 情報へのアクセスを不可とする。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行い、中間サーバ・プラットフォームの保守・運営事業者における情報漏洩等のリスクを 極小化する。
- ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスを不可とする。

(誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク対策)

(中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)

- ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受信した上で、情報照会内容に対応した情報提供をする。
- ・情報提供データベース管理機能(特定個人情報を副本として保存・管理する機能)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容確認を行う。
- ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポート データの出力機能を有する。

(不正な名寄せが行われるシスク対策)

- (中間サーバ・ソフトウェアにおける措置)
- ・情報連携においてのみ、符号を用いることをシステム上で担保する。

7. 特	<b>詩定個人情報の保管・</b> 済	消去				
リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク					
①事故 周知	枚発生時手順の策定・	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を. 3) 十分に行	入れて行っている っていない	5 2) 十分に行っている
機関に	去3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[ 発生なし ]		<選択肢> 1) 発生あり		2) 発生なし
	その内容	_				
	再発防止策の内容	_				
その∜	也の措置の内容	び施錠管理をすることとしてし 混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバ・プラットフォーム ワークを効率的かつ包括的に とともに、ログの解析を行う。	」をデータいる。また、 いではUTM に保護する いでは、ウ	センターに構築 設置場所はデー M(コンピューター 措置)等を導入 イルス対策ソフト いて、必要に応	ータセンター内の ーウイルスやハッ し、アクセス制御 〜を導入し、ウイル	、侵入検知及び侵入防止を行う
リスク	への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を 3)課題が残	入れている されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
		まま保管され続けるリスク対策 合、オンラインで更新される仕		:め、古い情報の	まま保管され続	けるリスクは存在しない。
8. 藍	查					
実施の	の有無	[ O ] 自己点検	[ ]	内部監査	[ ]	外部監査
O 43	***・*・***	ir 50				

9. 征	9. 従業者に対する教育・啓発					
従業	者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的な方法	(中間サーバ・プラットフォームにおける措置) ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。				

#### 10. その他のリスク対策

(中間サーバ・プラットフォームにおける措置)
・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

# Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
①請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係
②請求方法	・指定の様式を定め、書面により、窓口で受け付けている。(詳細は、下記URLもしくは、"2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先"への問合せにより確認できる。) ・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先 杉並区公式ホームページー申請書サービス-行政関連-情報公開等ー自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書(URL:http://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html)
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不 記載等	
2. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
①連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部子育て支援課子ども医療・手当係
②対応方法	<ul><li>・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録に残す。</li><li>・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先に事実確認を行う為の標準的な処理期間を設ける。</li></ul>

### V 評価実施手続

1. 基礎項目評価				
①実施日	平成29年2月28日			
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)			
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】			
①方法	児童手当に関する事務重点項目評価書(案)を区公式ホームページ、閲覧場所による公示。 意見をはがき、封書、ファックス、Eメール、閲覧場所にある意見用紙により受け付けた。			
②実施日・期間	平成29年4月1日から平成29年5月1日まで			
③主な意見の内容	提出された意見なし			
3. 第三者点検【任意】				
①実施日	平成29年4月22日,5月22日			
②方法	杉並区情報公開・個人情報審議会による第三者点検を実施した。			
③結果	・特定個人情報保護評価書(重点項目評価)の適合性・妥当性の審査の結果、本特定個人情報保護評価においては、それらのリスク対策が適切に講じられていることを確認するとともに、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い個人のプライバシーへの影響を及ぼす可能性がある事項や問題について適切に評価、確認及び取り組みが実施されていることを確認した。			

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II(1)(2)(3)2 リスク 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策) ・端末は、外部との通信やデータ持ち出しができないようシステム的に制御する。データ持ち出しには専用キーが必要なこと、専用キーは情報セキュリティマネジメント実施基準に定めるシステム管理者(業務主管課長)が管理することにより、外部への情報漏えいを防止している。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。	るためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が 当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合	事前	
平成27年11月13日	特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	リエアを導入している。児童宇ヨノアイルとナータ連携する端末がデータ持ち出しする場合には専門キーを必要とし、専門キーは情報セキュリティマネジメント実施基準に定めるシステム管理者(業務主管課長)が管理する。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消ました。	(特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策) ・端末には、大量複製につながるUSBメモリ等の使用について、外部媒体へのデータ出力を制御するためのソフトウェアを導入し、データの外部媒体出力は、予め所属内で定めている管理者が当該ソフトウェアによって承認処理を行った場合にのみ可能とする。データ持ち出し時に使用する電子媒体(USBメモリ)は、施錠管理する保管場所に保管し、持出管理を行い、記録データについては、処理後直ちに消去し、消去したことを複数名で確認する。その他の端末はUSBポートからのデータ出力を不可としている。また、管理権限を付与された職員以外はOSの設定変更、ソフトウェアの変更等を行えないよう、システム上で制御している。	事前	
平成27年11月13日	II (1)(2)(3)7 リスク その他の措置の内容	・災害用データ復旧用	・災害時データ復旧用	事前	

平成27年11月13日	II (1)(2)(3)7 リスク その他の措置の内容	(物理的対策) ・災害用データ復旧用のために実施する遠隔地保管の可搬媒体に保存されたデータは、6箇月に1度最新の情報に上書きされ、可搬媒体の摩耗等により媒体を廃棄する場合には、記録面について粉砕による物理的消去を行なったうえ廃棄する。	(物理的対策) ・災害時データ復旧用のために2週間に一度 データ保存を行い、可搬媒体により遠隔地に保 管する。可搬媒体の磨耗等により媒体を破棄す る場合には、記録面について粉砕による物理的 消去を行なったうえ廃棄する。	事前	
平成27年11月13日	II (1)(2)(3)7 リスク その他の措置の内容	(特定個人情報(データ)が古い情報のまま保管され続けるリスク対策) ・システム上保有する項目に変更がある場合、オンライン又はバッチ処理により情報更新を行うため、このリスクは存在しない。	(特定個人情報(データ)が古い情報のまま保管され続けるリスク対策) ・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、このリスクは存在しない。	事前	
平成27年11月13日	IV 1 ②請求方法	指定の様式を定め、書面により開示・訂正・利 用停止請求を受け付けている。	・指定の様式を定め、書面により、窓口で受け付けている。(詳細は、下記URLもしくは、"2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先"への問合せにより確認できる。)・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先杉並区公式ホームページー情報公開等一自己情報開示等請求(URL:http://www2.city.suginami.tokyo.jp/apply/apply.asp?genre=8020&apply=802001)	事前	
平成28年11月30日	I 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日 法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条別表第1項 別表第一の56の項、主務省令管理番号 56-1、56-2、56-3、56-4、56-5、56-6、56-7、56-8、56-9、56-10、56-11、56-12、56-13、56-14、56-15、56-16、56-17、56-18、56-19、56-20、56-21、56-22、56-23、56-24	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日 法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条別 表第1項 別表第一の56の項、主務省令管理 番号 56-1、56-2、56-3、56-4、56-5、56-6、56-7、 56-8、56-9、56-10、56-11、56-12、56-13、56- 14、 56-15、56-16、56-17、56-18、56-19、56-20、 56-21、56-22、56-23、56-24、56-25、56-26、 56-27、56-28	事後	自己点検による記載の修正 (任意に事前提出)
平成28年11月30日	Ⅱ (4)4 委託事項1	・中間サーバコネクタの運用保守業務 ※平成28年1月運用開始であり、現時点では、 中間サーバの詳細な仕様や委託業務における 機構と自治体の詳細な役割の分担が確定して いないため、以下については現在の想定とな る。	・中間サーバコネクタの運用保守業務	事後	仕様確定による記載の修正 (その他の項目の変更)

平成28年11月30日	Ⅱ (4) 4 委託事項1①	(仕様を想定して記載)	仕様確定により「想定」を削除	事後	仕様確定による記載の修正 (その他の項目の変更)
平成28年11月30日	Ⅱ (4)4 委託事項1③	未定	日本電気株式会社	事後	仕様確定による記載の修正 (その他の項目の変更)
平成28年11月30日	V 1(2)	・指定の様式を定め、書面により、窓口で受け付けている。(詳細は、下記URLもしくは、"2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先"への問合せにより確認できる。)・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先杉並区公式ホームページー情報公開等一自己情報開示等請求(URL:http://www2.city.suginami.tokyo.jp/apply/apply.asp?genre=8020&apply=802001)	・指定の様式を定め、書面により、窓口で受け付けている。(詳細は、下記URLもしくは、"2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先"への問合せにより確認できる。)・書面の様式・受付手続きの詳細のリンク先杉並区公式ホームページー申請書サービス-行政関連-情報公開等ー自己情報開示・訂正・消去・利用中止請求書(URL:http://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/gyosei/johokoukai/1006209.html)	事後	区公式ホームページのリニューアルに伴い、リンク先が変更となったため(その他の項目の変更)
平成29年6月15日	I 2 システム4②	6. 情報提供データベース管理機能(※) ※・・・・児童手当に関する事務においては、「情報提供データベース管理機能」は使用しない。	6. 情報提供データベース管理機能 (削除)	事前	
平成29年6月15日	I 2 システム5	(なし)	システム5追加	事前	
平成29年6月15日		等記録システム) (3)地方税関係情報ファイル(児童手当システム) (4)中間サーバコネクタDBファイル(中間サーバコネクタ) ※ファイル名後ろの()内 … 当該ファイルを含	(1)児童手当ファイル(児童手当システム) (2)福祉住登外者等記録ファイル(福祉住登外 等記録システム) (3)地方税関係情報ファイル(児童手当システム) (4)中間サーバコネクタDBファイル(中間サーバコネクタ) (5)情報連携ファイル(中間サーバ・プラットフォーム) ※ファイル名後ろの()内 … 当該ファイルを含む「2特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム」の名称を記載する。	事前	
平成29年6月15日	I 5	・番号法第19条第7号別表第2項 別表第二の74、75の項、主務省令管理番号56-4(74-1)、56-5(74-1)、56-6(75-1)、56-11(74-1)、56-12(74-1)、56-13(75-1)、56-25(74-1)、56-26(74-1)、56-27(74-1)、56-28(74-1)	・番号法第19条第7号別表第2項 別表第二の26、74、75、87の項、主務省令管理番号56-4(74-1)、56-5(74-1)、56-6(75-1)、56-11(74-1)、56-12(74-1)、56-13(75-1)、56-25(74-1)、56-26(74-1)、56-27(74-1)、56-28(74-1)、(26-5)、(87-5)	事前	

平成29年6月15日	II (1)3①、(4)3①	政策経営部情報政策課	総務部情報政策課	事後	組織改正による修正(その他の項目の変更)
平成29年6月15日	I (1)3②	その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	その他(住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能)	事前	
平成29年6月15日	II (1)5 提供・移転の有無	行っていない	提供を行っている(2)件	事前	
平成29年6月15日	Ⅱ(1)5 提供先1·2	(なし)	提供先1・2追加	事前	
平成29年6月15日	II (5)	(なし)	(5)情報連携ファイル追加	事前	
平成29年6月15日	別添1	(なし)	(5)情報連携ファイル 1.3歳未満児童数 2.3歳以上小学校修了前 児童数 3.中学生児童数 4.合計児童数 5. 3歳未満月額 6.3歳以上小学校修了前月額 7.中学生月額 8.合計月額 9.支給開始年 月 10.支給終了年月日 11.認定年月日 1 2.改定年月日	事前	
平成29年6月15日	Ⅲ(1)~(3)2 リスク リスクに対する措置の内容	(なし)	・サービス検索・電子申請機能からの児童手当等に係る手続き(請求・届出等)は、申請者が画面の誘導に従いサービスを検索の上、申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面の誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	
平成29年6月15日	Ⅲ(1)~(3)2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		・申請者がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において、申請者に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作してもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、申請者に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施できるように措置を講じている。	事前	

平成29年6月15日	Ⅲ(1)~(3)2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(なし)	・申請者がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した業務主管課は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号かト内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事前	
平成29年6月15日	Ⅲ(1)~(3)2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(なし)	・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体の間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号 化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい 等が起こらないようにしている。	事前	
平成29年6月15日	<b>Ⅲ</b> (1)~(3)6	接続しない(提供)	接続しない(入手) 接続しない(提供)	事前	
平成29年6月15日	Ⅲ(1)~(3)6 リスク1	リスク1	(削除)	事前	
平成29年6月15日	Ⅲ(1)~(3)6 情報提供ネットワークシステム との接続に伴うその他のリス ク及びそのリスクに対する措 置	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴う その他のリスク及びそのリスクに対する措置	(削除)	事前	
平成29年6月15日	Ⅲ(5)	(なし)	(5)情報連携ファイル追加	事前	
平成29年6月15日	IV1 ②請求方法	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	事後	組織改正による修正(その他の項目の変更)

#### 児童手当に関する事務 特定個人情報評価書(重点項目評価書)用語解説

※記載ページが複数ある用語については、一番初めに記載したページを「記載ページ」欄に示した。

※評価書参考資料P3~4「児童手当に関する事務 関係システム概念図」で用語解説した事項については省略している。

	記載ページ	記載箇所	用語	意味
1	P4	I 2. システム1 ③他のシステムとの接続	庁内連携システム	区内部のみで情報の受け渡しを行う連携システム。
2	P4	I 2. システム1 ③他のシステムとの接続	宛名システム	事務処理上必要となる宛名情報(氏名・住所などの4情報や送付先住所など)の保持・管理を行うシステムのこと。
3	P5	I 2. システム3 : ②システムの機能	団体内統合宛名番号	団体内で取り扱う個人(住民又は住民が受ける行政サービスの関係者など)を識別するための番号のこと。市区町村等の団体ごとに管理する番号で、個人番号とは異なる。
4	P5	I 2. システム3 ②システムの機能	通信プロトコル	ネットワーク上でデータ等をやり取るするための通信の規定 や手順の集合体のこと。
5	P5	I 2. システム3 ②システムの機能	FTP	File Transfer Protocolの略。コンピュータ間でファイルを転送する際に利用する通信プロトコルの1つ。
6	P6	I 2. システム4 ②システムの機能	アクセス・アクセス権限	ネットワークや通信回路を通じて別の場所にあるコンピュータに接続すること。そのための権限のこと。
7	P6	I 2. システム4 ②システムの機能	バッチ処理	コンピュータシステムの処理方式の一種で、コンピュータにおいて一定期間のデータ、あるいは一定量のデータをまとめて一括で行う処理のこと。
8	P6	I 2. システム5 ②システムの機能	オンライン	コンピュータシステムの処理方式の一種で、端末等が通信回線などを通じてホストコンピュータ(汎用機) やサーバに接続され、処理要求が発生した時点で即座に送信する処理のこと。
9	P11	II 4. 委託事項4①	原票特定用束番号	パンチ入力(※)等を行うために、データの入力用帳票を一定数の束とする際、その束毎につけられる一連番号のこと。 ※・・・コンピュータ処理用にデータ入力を行う処理
10	P20	П6.	サーバ	他のコンピュータにサービスを提供するコンピュータのこと。
11	P20	Ⅱ 6.	パスワード	ユーザIDと組み合わせて正規の利用者であることを確認するために利用する、利用者本人のみが知る文字列のこと。 英数字や記号を使って設定する。
12	P27	Ⅲ2. リスクに対する措置の内容	コンプライアンス	直訳では、「法令遵守」のこと。 一般的には「法令遵守」だけに留まらず、社内規程・マニュアル・企業倫理・社会貢献の遵守までを含む。
13	P27	Ⅲ2. リスクに対する措置の内容	操作ログ(ログ)	コンピュータを操作して、データを参照したり更新したりする際に、誰がどのデータを操作したかがわかる記録のこと。
14	P28	Ⅲ2. 特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステム を通じた入手を除く。)にお けるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置	通知カード	住民票を有するすべての人へ個人番号(マイナンバー)を 通知する際に送付される個人番号(マイナンバー)及び氏 名・住所・生年月日・性別(4情報)が印刷された紙のカード のこと。

	記載ページ	記載箇所	用語	意味
15	P28	Ⅲ2. 特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステム を通じた入手を除く。)にお けるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置	個人番号カード	表面に氏名、住所、生年月日、性別(4情報)と顔写真、裏面に個人番号(マイナンバー)を記載する、自治体に申請することにより交付されるICチップ内蔵のカードのこと。行政手続きにおける本人確認等で使用する。
16	P28	Ⅲ2. 特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステム を通じた入手を除く。)にお けるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置	チェックデジット	数字項目などの記入ミスや入力ミスを検出したり捏造を防止するために付加される数値や記号のこと。
17	P28	Ⅲ2. 特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステム を通じた入手を除く。)にお けるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置	VPN	バーチャル プライベート ネットワーク(Vartial Private Network)の略。公衆回線を使用してネットワークを利用する際等、様々な利用者の情報が流れる場合に、VPNの技術により仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める。
18	P29	Ⅲ3. リスク1: リスクに対する措置の内容	ファイアウォール	外部ネットワークとの境界に設置し、内部と外部の通信を制御することで内部のネットワークの安全性を高める機器もしくは、ソフトウェアのこと。
19	P29	Ⅲ3. リスク1: リスクに対する措置の内容	ユーザID	利用者を特定するために使われる名称や文字列のこと。シ ステムにログインする際に利用する。
20	P30	Ⅲ3. 特定個人情報の使用にお けるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置	os	コンピュータのシステム管理と、基本的なユーザー操作環 境を提供するソフトウェア。
21	P30	Ⅲ4. 委託契約書中の特定個人 情報ファイルの取扱いに関 する既定 規定の内容	個人情報特記仕様書	個人情報の漏えい、紛失、破壊又は改ざん等の事故防止、 その他個人情報を適切に管理するための各種措置を講じ ることを、受託業者へ義務付けるため、委託契約締結時に 規定する杉並区独自の文書のこと。
22	P30	Ⅲ4. その他の措置の内容	ISMS	Information Security Management Systemの略。企業などの組織が情報を適切に管理し、機密を守るための包括的な枠組みのこと。なお評価書でいう「ISMS認証の認証取得を要求」とは、「ISMSの認証基準JIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013)によるISMS適合性評価制度にもとづく認証を得ていることを要求すること」を指す。
23	P30	Ⅲ4. その他の措置の内容	プライバシーマーク	日本工業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム―要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定する制度のこと。認定事業者は、事業活動においてプライバシーマークの使用が認められる。
24	P31	Ⅲ7. その他の措置の内容	セキュリティワイヤ	コンピュータの盗難や不正な持ち出し等の防止を目的としたコンピュータ本体を机や什器に固定するための器具のこと。
25	P31	Ⅲ7. その他の措置の内容	ウイルスパターンファイル	コンピュータウイルス対策ソフトがその対策を行えるように するために必要となる最新のウイルス情報等を収録した ファイルのこと。
26	P31	Ⅲ7. その他の措置の内容	LAN	Local Area Networkの略。ケーブルや無線等を用いて同じ建物や敷地内でコンピュータや周辺機器などを接続し、ファイルやプリンタなどの資源を共有するネットワークの形態。

	記載ページ	記載箇所	用語	意味
27	P31	Ⅲ7. その他の措置の内容	WAN	Wide Area Networkの略。同じ建物や敷地内を結ぶLANに対して、地理的に離れた地点間を結ぶネットワークの形態。
28	P33	Ⅲ3. リスク2: ユーザ認証の管理 具体 的な管理方法	パスワードポリシー	ユーザーアカウントのパスワードに使用できる文字数や、文字種の組み合わせ、有効期限などパスワードの使用方法を 定めた一連の規則。
29	P34	Ⅲ3. 特定個人情報の使用にお けるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置	ログイン	利用者名とパスワードを入力する等によりシステムの利用を開始すること。
30	P35	Ⅲ7. その他の措置の内容	セキュリティホール	コンピュータシステムに存在する弱点や欠陥のこと。放置しておくと、重要なデータが盗み出せたり、意図的にシステムに不具合を起こす可能性がある。
31	P35	Ⅲ7. その他の措置の内容	ネットワークセグメント	コンピュータのネットワークは、通信プロトコルの規約や通信経路の制御・セキュリティ対策等の目的で、一定の範囲で区切り管理するが、この区切られた一定の範囲のこと。
32	P37	Ⅲ6. リスク1: リスクに対する措置の内容	情報提供許可証	情報提供ネットワーク上で、他の実施機関等に情報照会及びその求めにより情報提供を行うことについての許可情報のこと。情報照会者等からの求めに応じて、情報提供ネットワークシステムが交付する。
33	P37	Ⅲ6. リスク1: リスクに対する措置の内容	ログアウト	システムやネットワークが利用可能な環境(ログインしている状態)からの接続を絶ち、システムの利用を終了すること。